

山梨県公報

第二千二百四号

平成二十四年

二月十六日

木 曜 日

目 次

告 示

保安林の指定の予定(三件)……………八九

道路の供用開始……………九〇

公 告

公共測量の実施……………九〇

甲府及び笛吹川都市計画の変更案の縦覧……………九〇

環境影響評価書準備書の縦覧……………九一

環境影響評価書準備書の説明会……………九一

開発行為及び公共施設に関する工事の完了について(二件)……………九一

公安委員会

信号機の設置等交通規制の告示の一部改正……………九二

平成二十四年度自動車等の運転免許試験等の実施……………一〇二

その他

山梨県議会傍聴規則の一部を改正する規則……………一〇八

告 示

山梨県告示第六十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成二十四年二月十六日

山梨県知事 横 内 正 明

一 保安林の所在場所

南巨摩郡富士川町高下字割本間一一二八から一一三三まで、字天神前二〇九の一、

二二〇九の一、二二一一の一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

字割本間一一三一・一一三二・字天神前二〇九の一・二二〇九の一・二二一一

の一(以上五筆について次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び

富士川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第六十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成二十四年二月十六日

山梨県知事 横 内 正 明

一 保安林の所在場所

南巨摩郡富士川町小室字八町山五八八九番一七〇

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

字八町山五八八九番一七〇(次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び

富士川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

山梨県告示第六十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成二十四年二月十六日

山梨県知事 横内正明

一 保安林の所在場所

南都留郡西桂町下暮地字宮作二九〇三、二九〇五の一、二九〇五の二、二九一一から二九一三まで、二九一五、字大竹二八九七

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定実施要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び西桂町役場に備え置いて縦覧に供する。）

山梨県告示第六十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）において、この告示の日から平成二十三年三月八日まで一般の縦覧に供する。

平成二十四年二月十六日

山梨県知事 横内正明

道路の種類	路線名	区	間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
-------	-----	---	---	--------------	-------------

県道	大月上野原	上野原市桑久保字坂七六三番の一地从先から	一三・七	平成二十三年
線		上野原市桑久保字坂七六六番の二地先まで		二月十六日

公 告

● 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、平成二十四年二月三日付けで富士吉田市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成二十四年二月十六日

山梨県知事 横内正明

一 作業種類 公共測量（街区基準点等のパラメータ補正）

二 作業期間 平成二十四年二月三日から平成二十四年三月三十日まで

三 作業地域 富士吉田市内

● 甲府及び笛吹川都市計画の変更案の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、都市計画を変更するので、同条第二項の規定において準用する同法第十七条第一項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の変更案を公衆の縦覧に供する。なお、当該都市計画の変更案について、縦覧期間満了の日の翌日から起算して二週間を経過する日までに知事に意見書を提出することができる。

平成二十四年二月十六日

山梨県知事 横内正明

一 都市計画の種類

甲府及び笛吹川都市計画道路

(三・四・百七号 甲府外郭環状道路東区間)

二 都市計画の変更に係る土地の区域

縦覧に供する図書に明示する部分

三 縦覧場所

甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県県土整備部都市計画課

甲府市貢川二丁目一番八号 中北建設事務所都市整備課

- 甲州市塩山上塩後千二百三十九番地一 峡東建設事務所都市計画・建築課
 - 甲府市宝二丁目八番十九号 甲府市都市計画課
 - 笛吹市石和町市部八百九番地一 笛吹市まちづくり整備課
 - 甲府市緑ヶ丘一丁目十番一号 国土交通省関東地方整備局甲府河川国道事務所
 - 甲府市丸の内一丁目八番十七号 山梨県県民情報センター
- 四 縦覧期間
平成二十四年二月十六日から同年三月十六日まで

● 環境影響評価書準備書の縦覧
環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）第四十条第二項により読み替えて適用される同法第十六条第一項の規定により、次のとおり公告し、当該環境影響評価準備書及び要約書を縦覧に供する。なお、当該環境影響評価準備書について、知事に対し、環境の保全の見地からの意見を書面により提出することができる。
平成二十四年二月十六日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 都市計画決定権者の名称
山梨県
- 二 都市計画対象事業の名称、種類及び規模
 - 1 名称 都市計画道路甲府外郭環状道路東区間
 - 2 種類 一般国道の改築
 - 3 規模 道路延長約九キロメートル
- 三 都市計画対象事業が実施されるべき区域
甲府市及び笛吹市（縦覧に供される図書に明示する部分に限る。）
- 四 都市計画対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲
甲府市及び笛吹市
- 五 縦覧の場所、期間及び時間
 - 1 場所
 - 甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県県土整備部都市計画課
 - 甲府市貢川二丁目一番八号 中北建設事務所都市整備課
 - 甲州市塩山上塩後千二百三十九番地一 峡東建設事務所都市計画・建築課
 - 甲府市宝二丁目八番十九号 甲府市都市計画課
 - 笛吹市石和町市部八百九番地一 笛吹市まちづくり整備課
 - 甲府市緑ヶ丘一丁目十番一号 国土交通省関東地方整備局甲府河川国道事務所
 - 甲府市丸の内一丁目八番十七号 山梨県県民情報センター

2 期間及び時間

この公告の日から平成二十四年三月十六日までの山梨県の休日を含め、平成二十四年三月十六日までの山梨県の休日を除く毎日、午前八時三十分から正午まで及び午後一時から午後五時十五分まで

六 意見書の提出期限、提出先及び記載事項

- 1 提出期限 平成二十四年三月三十日
- 2 提出先

甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県県土整備部都市計画課

甲府市貢川二丁目一番八号 中北建設事務所都市整備課

甲州市塩山上塩後千二百三十九番地一 峡東建設事務所都市計画・建築課

3 記載事項

意見を提出しようとする者の氏名及び住所、環境影響評価準備書の名称並びに環境の保全の見地からの意見

● 環境影響評価書準備書の説明会

環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）第四十条第二項により読み替えて適用される同法第十七条第二項の規定により、次のとおり説明会を開催する。
平成二十四年二月十六日

山梨県知事 横 内 正 明

説明会の開催を予定する日時及び場所

日 時	場 所
平成二十四年二月二十一日 午後七時より	甲府市東部市民センター 甲府市和戸町九百五十五番地一
平成二十四年二月二十三日 午後七時より	笛吹市スコレーセンター 笛吹市石和町広瀬六百二十六番地一

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。

平成二十四年二月十六日

一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

中巨摩郡昭和町西条字岡畑二五九九の二、二五九九の七、二五九九の九、二五九九の一〇、二五九九の一、二五九九の二、二五九九の三、二五九九の四、二五九九の一五、二五九九の一六、二六〇〇の三、二六〇〇の四、二六〇〇の五及び二六〇〇の六の区域

二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
道路	次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を中北建設事務所及び昭和町役場に備え置いて縦覧に供する。）

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

甲府市徳行三丁目十四番二十七号 有限会社ブライト 代表取締役 東條 利紀

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。

平成二十四年二月十六日

山梨県知事 横 内 正 明

一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

中央市布施字清水前三〇三の一、三〇三の二、三〇三の三、三〇三の四、三〇三の五、三〇三の六、三〇三の七及び三〇三の八の区域

二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
道路	次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を中北建設事務所及び中央市役所に備え置いて縦覧に供する。）

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

甲府市小瀬町八番地 西東京興業株式会社 代表取締役 中沢 健次

公安委員会

山梨県公安委員会告示第十六号

信号機の設置、車両の通行禁止、制限その他の交通規制（昭和四十九年山梨県公安委員会告示第十六号）の一部を次のとおり改正し、関係道路標識等が設置又は撤去された日から施行することとしたので、山梨県道路交通法施行細則（昭和三十五年山梨県公安委員会規則第七号）第四条の規定により告示する。

平成二十四年二月十六日

山梨県公安委員会

委員長 井 上 利 男

別表第一中

二三六 甲府市西下条町一番地先 （市道大津西下条線と市道大鎌田二川線との十字路交差点）	甲府二川郵便局西	平二・一〇・一五 告示 第二十七号
---	----------	----------------------

二三六 甲府市西下条町一番地先（市道同士の十字路交差点）	甲府二川簡易郵便局北	平成二四年二月一六日 告示第一六号
---------------------------------	------------	----------------------

に改める。

別表第三中

七〇八 市道	甲府市北口二丁目一七〇番一先（甲府駅北口ロータリー入口）から甲府市丸の内一丁目二番五号先（甲府駅北口ロータリー出口）まで（一〇〇メートル）	車両（タクシー、路線バスを除く）	終日	甲府 平成二二年九月二日 告示第九〇号
-----------	---	------------------	----	---------------------------

を

を

に改める。
別表第四中

七〇八	市道	甲府市北口二丁目一七〇番一先(甲府駅北口ロータリー入口)から甲府市丸の内二丁目二番五号先(甲府駅北口ロータリー出口)まで(一〇〇メートル)	車両(タクシ、路線バスを除く)	終日	甲府日	平成二二年九月二日 告示第九〇号
七〇九	市道	都留市井倉一、二九九番地一八先(都留バイパス流入部丁字路交差点)から都留市井倉七七番地先(県道四日市場上野原線と市道との丁字路交差点)まで(三二〇メートル)	大型自動車、大型特殊自動車、中型自動車	終日	大月日	平成二四年二月一六日 告示第一六号

に改める。
別表第六中

五二	県道 甲府櫛形線	中巨摩郡竜王町西八幡四、四二二番地の七先(開国橋東詰)から中巨摩郡竜王町西八幡四、四一五番地先まで(三〇メートル)	車両	車両進行 西から東へ 終日	南甲府	四九・四・一 一六号
----	-------------	---	----	---------------------	-----	---------------

を

五二	県道 甲府南アルプス線	甲斐市西八幡四、四二七番地一先(開国橋東詰交差点左折導流部)(一〇メートル)	車両	車両進行 北から南へ 終日	葦崎	平成二四年二月一六日 告示第一六号
----	----------------	--	----	---------------------	----	----------------------

に

五八四	国道二〇号	葦崎市一ツ谷一、六〇三番地一先(一ツ谷交差点北側左折導流部)(二三メートル)	車両	車両進行 西から東へ 終日	葦崎	平成二四年二月二日 告示第一〇号
-----	-------	--	----	---------------------	----	---------------------

を

五八四	国道二〇号	葦崎市一ツ谷一、六〇三番地一先(一ツ谷交差点北側左折導流部)(二三メートル)	車両	車両進行 西から東へ 終日	葦崎	平成二四年二月二日 告示第一〇号
五八五	市道	中央市臼井阿原一、七四〇番地先(葎原橋西詰丁字路交差点)から中央市臼井阿原一、五七七番地一一四先(十字路交差点)まで(三六〇メートル)	車両	車両進行 南から北へ 終日	南甲府	平成二四年二月一六日 告示第一六号

に改める。
別表第六中

一八七	県道 甲府櫛形線	中巨摩郡竜王町西八幡四、四一五番地先開国橋東詰交差点	東進する車両	七時から八時三〇分まで	南甲府	五三・一〇・九三八号
-----	-------------	----------------------------	--------	-------------	-----	------------

を

一八七	削除				葦崎	平成二四年二月一六日 告示第一六号
-----	----	--	--	--	----	----------------------

五二五	市道	甲斐市竜王八六番地一先(国道二〇号と市道との丁字路交差点)	東進する車両	終日	葦崎	平成二十三年二月十五日 告示第一二四号
-----	----	-------------------------------	--------	----	----	------------------------

五二五	市道	甲斐市竜王八六番地一先(国道二〇号と市道との丁字路交差点)	東進する車両	終日	葦崎	平成二十三年二月十五日 告示第一二四号
-----	----	-------------------------------	--------	----	----	------------------------

五二六	県道甲府南アルプス線	甲斐市西八幡四、四二七番地一先(開国橋東詰交差点左折導流部)	南進する車両	終日	葦崎	平成二十四年二月一日 告示第一六号
-----	------------	--------------------------------	--------	----	----	----------------------

に改める。
別表第八中

三	中巨摩郡竜王町西八幡四、四一五番地先(県道甲府櫛形線と新甲府櫛形線との合流点)	甲府方面から小笠原方面へ進行するものは、県道新甲府櫛形線へ左進	車両	終日	南甲府	四九・四・一一六号
---	---	---------------------------------	----	----	-----	-----------

を						
---	--	--	--	--	--	--

三	削除				葦崎	平成二十四年二月一日 告示第一六号
---	----	--	--	--	----	----------------------

に改める。
別表第十中

六二五	国道二〇号線	北巨摩郡双葉町宇津谷八七八番地先(双葉電気前)			葦崎	四九・四・一一六号
-----	--------	-------------------------	--	--	----	-----------

六二五	県道甲府葦崎線	甲斐市宇津谷八六五番地一先(十字路交差点東側)			葦崎	平成二十四年二月一日 告示第一六号
-----	---------	-------------------------	--	--	----	----------------------

一、七二三	国道三〇〇号線	西八代郡下部町寺の前(寺の前バス停前)			市川	五〇・一〇・六三三号
-------	---------	---------------------	--	--	----	------------

一、七二三	削除				南部	平成二十四年二月一日 告示第一六号
-------	----	--	--	--	----	----------------------

一、七九四	県道甲府敷島葦崎線	甲斐市千塚一丁目三番一八号先(窪田仁三郎方)前			甲府	五九・三・一一一六号
-------	-----------	-------------------------	--	--	----	------------

を						
---	--	--	--	--	--	--

一、七九四	削除		甲府	平成二十四年二月 一六日 告示第一六号
-------	----	--	----	---------------------------

二、五一九	県道 身延富 士川線	南巨摩郡南部町内船一〇、四三 九の一番地先大興砂利前	南部	五五・一二・一 二 五九号
-------	------------------	-------------------------------	----	---------------------

二、五一九	削除		南部	平成二十四年二月 一六日 告示第一六号
-------	----	--	----	---------------------------

五、三九五	県道山 中湖忍 野富士 吉田線	富士吉田市下吉田三、〇六九番 地先（砂原橋西詰）	富士 吉田	平成二十四年二月 二日 告示第一〇号
-------	--------------------------	-----------------------------	----------	--------------------------

五、三九五	県道山 中湖忍 野富士 吉田線	富士吉田市下吉田三、〇六九番 地先（砂原橋西詰）	富士 吉田	平成二十四年二月 二日 告示第一〇号
-------	--------------------------	-----------------------------	----------	--------------------------

五、三九六	八ヶ岳 南広域 農道	北杜市高根町下黒澤一、三七九 番地一先（市道と農道との十字 路交差点）	北杜	平成二十四年二月 一六日 告示第一六号
-------	------------------	---	----	---------------------------

五、三九七	国道三 〇〇号	南巨摩郡身延町上之平八一五番 地二先（国道三〇〇号と町道と	南部	平成二十四年二月 一六日
-------	------------	----------------------------------	----	-----------------

五、三九八	県道富 士河口 湖精進 線	南都留郡富士河口湖町長浜一、 三三三番地三先（県道富士河口 湖精進線と県道青木ヶ原船津線 との丁字路交差点）	富士 吉田	平成二十四年二月 一六日 告示第一六号
-------	------------------------	---	----------	---------------------------

に改める。
別表第十四中

六七	国道 五二号 線	南巨摩郡南部町南 部八、四六八番地 の四先（丸屋前交 差点）から南巨摩 郡富沢町楮根四、 七三三番地林定方 まで	高速車 中速車	南部 五四・二 一六 八号
----	----------------	--	------------	------------------------

六七	県道内 船停車 場線	南巨摩郡南部町塩 沢一、五七六番地 先（塩沢交差点） から南巨摩郡南部 町南部八、四六八 番地五先（旧南部 橋西詰丁字路交差 点）までの両側	車両（ 原付・ けん引 を 除く。）	南部 平成二四 年二月一 六日 告示第一 六号
----	------------------	---	--------------------------------	--

七一	国道 五二号 線	南巨摩郡富沢町福 士一、八六六番地 富士バイパスと旧	高速車	南部 五四・二 一六 八号
----	----------------	----------------------------------	-----	------------------------

<p>道との交差点から 南巨摩郡富沢町万 沢隧道北口まで</p>	<p>七二 削除</p>	<p>四三二 国道 五二号</p> <p>南巨摩郡増穂町長 沢二、一五〇番地 先（坪川橋南詰） から南巨摩郡鵜沢 町三、九二〇番地 の二先（天狗山北 方六八・七キロポ スト）までの両側</p>	<p>四三二 国道五 二号</p> <p>南巨摩郡富士川町 鵜沢三、三三四番 地二先（国道五二 号甲西道路と旧道 との分岐部）から 南巨摩郡富士川町 長澤二、一五〇番 地先（坪川橋南詰 ）までの両側</p>
		<p>四、一三〇</p>	<p>三、四五〇</p>
		<p>車 兩 （原付 、けん を引 を除く</p>	<p>車 兩 （原付・ けん引 を除く。</p>
		<p>四〇</p>	<p>四〇</p>
		<p>鵜沢</p>	<p>鵜沢</p>
	<p>南部 平成二四 年二月一 六日 告示第一 六号</p>	<p>平一・ 三・二五 告示 第一六号</p>	<p>平成二四 年二月一 六日 告示第一 六号</p>

<p>四三六 国道 五二号</p> <p>南巨摩郡鵜沢町三 、九二〇番地の一 先（天狗山北方六 八・七キロポスト ）から南巨摩郡中 富町西島字下耕地 八六四番地先（西 島パイパス南交差 点）までの両側</p>	<p>四三六 削除</p>	<p>四八七 国道 五二号</p> <p>南巨摩郡身延町波 木井二、三六四番 地先（身延パイパ ス北交差点）から 南巨摩郡身延町相 又九六八番地先（ 千須和清高方）ま で</p>	<p>四八七 国道 五二号</p> <p>南巨摩郡身延町波 木井二、三六四番 地先（身延パイパ ス北交差点）から 南巨摩郡身延町相 又九六八番地先（ 千須和清高方）ま で</p>
		<p>七、五〇〇</p>	<p>七、〇〇〇</p>
		<p>車 兩 （原付 、けん を引 を除く</p>	<p>車 兩 （原付 ・道路 ・交通法 施行令 第十二 条第一 項第二 号、同 条第二 項に規 定する けん引 を除く</p>
		<p>五〇</p>	<p>四〇</p>
		<p>鵜沢</p>	<p>南部</p>
	<p>鵜沢 平成二四 年二月一 六日 告示第一 六号</p>	<p>平六・一 二・一五 告示 第五七号</p>	<p>平一・ 三・二五 告示 第一六号</p>

五九六	国道 五二五号線	南巨摩郡身延町相又九六八番地千頭和清高（正慶寺前）から南巨摩郡身	三、二〇〇	高速車	五十	南部	五四・二 一六 八号
五一五	県道 中湖忍野富士吉田線	南都留郡忍野村内野四、七五〇番地先（上村交差点）から南都留郡山中湖村梨ヶ原一、二番地先（忍野入口交差点）までの両側	五、五〇〇	車両（原付・けん引を除く。）	四〇	富士吉田	平成二四年二月一六日 告示第一六号
五一五	県道 山中内野忍草線	南都留郡山中湖村山中八六五番地の二先（高村喜久次方）から南都留郡山中湖村字梨ヶ原一、二番地先（忍野入口）まで	八、九〇〇	高速車 中速車	四十	富士吉田	五三・三 一〇号
四八七	県道 延線 町道	南巨摩郡身延町小田船原三二五番地一先（小田船原交差点）から南巨摩郡身延町波木井二、三六四番地先（身延バイパス北交差点）までの両側	三、七〇〇	車両（原付・けん引を除く。）	四〇	南部	平成二四年二月一六日 告示第一六号

六〇〇	国道 五二五号線	南巨摩郡中富町西島字下耕地八六四番地先（西島バイパス南交差点）から南巨摩郡中富町切石二〇六番地先（深沢方）まで	三、〇六八	車両（原付・けん引を除く。）	四〇	鯉沢	平六・三 一七 告示第一四号
五九七	削除					南部	平成二四年二月一六日 告示第一六号
五九六	削除					南部	平成二四年二月一六日 告示第一六号
五九七	国道 五二五号線	南巨摩郡富沢町楮根四、七三三番地林定方から南巨摩郡富沢町福士一、六八四番地小池清方まで	一、四〇〇	高速車	五十	南部	五四・二 一六 八号
		延町楮根中三、一四四番地榎の木隧道南口（旧道との交差点）まで					

六〇〇	国道五 二号	南巨摩郡身延町切石二〇六番地先（切石洞門北側）から南巨摩郡身延町手打沢三、二五〇番地先（甲南又ボイツ広場南方二〇〇メートル）までの両側	一、〇〇〇	車両（原付・けん引を）	四〇	南部	平成二四年二月一六日 告示第一六号
-----	-----------	---	-------	-------------	----	----	----------------------

六七五	県道 都留道 志線	都留市法能二、七六番地の三先（都留第一中前給油所）から都留市大野二、九四七番地先（小林実方）まで	五、八〇〇	高速車 中速車	四十	都留	五五・八 一 三五号
-----	-----------------	--	-------	------------	----	----	------------------

六七五	県道都 留道志 線	都留市法能二、七六番地三先（住吉橋東詰）から都留市大野二二〇番地一先（沢田橋東詰丁字路交差点）までの両側	一、九五五	車両（原付・けん引を）	四〇	大月	平成二四年二月一六日 告示第一六号
-----	-----------------	--	-------	-------------	----	----	----------------------

八〇二	県道四 日市場 上野原 線	都留市古川渡五五三番地先（壬生第一小学校北西角）から南都留郡秋山	二二、一〇〇	車両（原付・けん引を）	四〇	都留	平成一四年一月三一日 告示第四
-----	------------------------	----------------------------------	--------	-------------	----	----	--------------------

		村一古沢地内神奈川県境までの両側		除く。			号
--	--	------------------	--	-----	--	--	---

八〇二	県道四 日市場 上野原 線	都留市朝日曾雌六四八番地一先（曾雌橋東側丁字路交差点）から上野原市秋山四八四番地一先（神奈川県境）までの両側	一四、六五五	車両（原付・けん引を）	四〇	大月 上野原	平成二四年二月一六日 告示第一六号
-----	------------------------	--	--------	-------------	----	-----------	----------------------

九〇七	国道 五二号 線	南巨摩郡南部町中野一四〇六番地の一先（中野交差点南側）から南巨摩郡南部町塩沢二六五九番地先（塩沢交差点北側）まで	三、四〇〇	高速車	五〇	南部	五八・三 一七 一五号
-----	----------------	--	-------	-----	----	----	-------------------

九〇七	国道五 二号	南巨摩郡南部町万沢七、一二五番地先（万沢隧道北口）から南巨摩郡南部町中野一、四〇六番地一先（中野交差点南側）までの両側	一五、五九九	車両（原付・けん引を）	五〇	南部	平成二四年二月一六日 告示第一六号
-----	-----------	---	--------	-------------	----	----	----------------------

一、四	国道	南巨摩郡身延町小	二、一六〇	車両	五〇	南部	平一〇・
-----	----	----------	-------	----	----	----	------

六二	五二号 (身延 パイパス)	田船原三二五番地 の二先(小田船原 交差点)から南巨 摩郡身延町梅平無 番地先(建設省峡 南国道出張所北交 差点)までの両側	(原付 ・けん 引を 除く)		三・一九 一六号
----	---------------------	--	-------------------------	--	-------------

一、四 六二	国道五 二号	南巨摩郡身延町横 根中三、一四四番 地先(新榎の木隧 道南口・旧道との 丁字路交差点)か ら南巨摩郡身延町 梅平二、四八三番 地一七五先(身延 立体北交差点)ま での両側	車両(原付・ けん引 を除く)	五〇	南部 平成二四 年二月一 六日 告示第一 六号
-----------	-----------	--	-----------------------	----	--

一、五 七二	県道大 幡初狩 線	都留市大幡二八 一〇番地先(安田 久男方西側交差点)から大月市初狩 町中初狩二六〇番 地先(柴田栄造方 東側交差点)まで の両側	車両 (原付 ・けん 引を 除く)	四〇	都留 平成二四 年一月 二八日 告示第七 三号
-----------	-----------------	--	-------------------------------	----	--

一、五 七二	県道大 幡初狩 線	都留市大幡二八 二〇番地一先(丁 字路交差点)から	車両(原付・ けん引)	四〇	大月 平成二四 年二月一 六日
-----------	-----------------	---------------------------------	----------------	----	--------------------------

		大月市初狩町中初 狩三、〇六二番地 二先(奥丸田橋北 詰丁字路交差点) までの両側	を 除く)		告示第一 六号
--	--	---	----------	--	------------

一、六 四六	国道五 二号(路)	南巨摩郡鵜沢町三 、三三四番地の二 先(国道五二号旧 道との分岐部)か ら南巨摩郡増穂町 青柳町一、〇三七 番地の二先(富士 川大橋西交差点) までの両側	車両(原付・ けん引 を除く)	五〇	鵜沢 平成一九 年三月一 九日 告示第二 七号
-----------	--------------	---	-----------------------	----	--

一、六 四六	国道五 二号	南巨摩郡身延町手 打沢三、二五〇番 地先(甲南スポー ツ広場南方二〇〇 メートル)から南 巨摩郡富士川町青 柳町一、〇三七番 地一先(富士川大 橋西交差点)まで の両側	車両(原付・ けん引 を除く)	五〇	鵜沢 平成二四 年二月一 六日 告示第一 六号
-----------	-----------	---	-----------------------	----	--

一、六 九七	茅ヶ岳 東部広 域農道 葦崎双	葦崎市穂坂町上今 井五七八番地一先 (県道島上条宮久 保絵見堂線と茅ヶ	車両(原付・ けん引 を)	四〇	葦崎 平成二四 年二月二 日 告示第一
-----------	--------------------------	--	---------------------	----	---------------------------------

葉幹線 農道一 八号	岳東部広域農道との丁字路交差点) から葦崎市穂坂町宮久保四、三九三番地一先(市道と農道一八号との丁字路交差点)までの両側		除く。			〇号
------------------	---	--	-----	--	--	----

一、六 九七	茅ヶ岳 東部広 域農道 葦崎双 葉幹線 農道一 八号	葦崎市穂坂町上今井五七八番地一先(県道島上条宮久保絵見堂線と茅ヶ岳東部広域農道との丁字路交差点)から葦崎市穂坂町宮久保四、三九三番地一先(市道と農道一八号との丁字路交差点)までの両側	二、七 七九	車両(原付・けん引)を除く。	四〇	葦崎 平成二四年二月二日 告示第一〇号
-----------	--	---	-----------	----------------	----	---------------------------

一、六 九八	県道山中湖忍野富士吉田線	南都留郡山中湖村山中八六五番地三〇四先(山中湖西交差点)から南都留郡忍野村内野四、七五〇番地先(上村交差点)までの両側	二、九 二五	車両(原付・けん引)を除く。	五〇	富士 吉田 平成二四年二月一日 告示第一六号
-----------	--------------	---	-----------	----------------	----	---------------------------------

一、六 九九	県道大幡初狩線	大月市初狩町中初狩三、〇六二番地二先(奥丸田橋北詰丁字路交差点)	一、八 九〇	車両(原付・けん引)	五〇	大月 平成二四年二月一日 告示第一六号
-----------	---------	----------------------------------	-----------	------------	----	---------------------------

一、七 〇〇	県道都留道志線	都留市大野二二〇番地一先(沢田橋東詰丁字路交差点)から都留市大野二、八七三番地先(端乃木神社西側)までの両側	三、八 四五	車両(原付・けん引)を除く。	五〇	大月 平成二四年二月一日 告示第一六号
-----------	---------	--	-----------	----------------	----	---------------------------

一、七 〇一	県道四日市場上野原線	都留市与繩一〇〇番地先(都留市消防団盛里分団第一部詰所西側丁字路交差点)から都留市朝日馬場三〇四番地先(盛里警察官駐在所前)までの両側	二、八 五〇	車両(原付・けん引)を除く。	五〇	大月 平成二四年二月一日 告示第一六号
-----------	------------	---	-----------	----------------	----	---------------------------

一、七 〇二	県道四日市場上野原線	都留市朝日曾雌三一二番地先(落合橋東詰)から都留市朝日曾雌六四八番地一先(曾雌橋東側丁字路交差点)までの両側	一、八 五〇	車両(原付・けん引)を除く。	五〇	大月 平成二四年二月一日 告示第一六号
-----------	------------	--	-----------	----------------	----	---------------------------

一、七 〇三	県道四日市場上野原線	都留市古川渡五五三番地先(壬生第一小前交差点)から都留市与繩一〇〇番地先(都留市	二、〇 一〇	車両(原付・けん引)を除く。	四〇	大月 平成二四年二月一日 告示第一六号
-----------	------------	--	-----------	----------------	----	---------------------------

を

を

一、七 〇四	県道四 日市場 上野原 線	都留市朝日馬場三 〇四番地先(盛里 警察官駐在所前) から都留市朝日曾 雌三一二番地先(落合橋東詰)までの の両側	消防団盛里分団第 一部詰所西側丁字 路交差点)までの 両側	一、七三五	車両(原付・ けん引 を 除く。)	四〇	大月 平成二四 年二月一 六日 告示第一 六号
-----------	------------------------	--	--	-------	----------------------------	----	--

に改める。
別表第十六中

二、三九八	県道 白井阿 原西八 幡線	中巨摩郡竜王町西八幡四、四二 二番地の七先(開国橋)東側		南甲府	五二・三・五 一一号
-------	------------------------	---------------------------------	--	-----	---------------

二、三九八	県道甲 府南ア ルプス 線	甲斐市西八幡四、四二七番地一 先(開国橋東詰交差点左折導流 部出口・南進車両)		葦崎	平成二四年二月 一六日 告示第一六号
-------	------------------------	---	--	----	--------------------------

三、六九八	町道 西一級 一五号 線	北巨摩郡小淵沢町八三五の一北 側		長坂	五四・一一・一 九 五一号
-------	-----------------------	---------------------	--	----	---------------------

三、六九八	市道	北杜市小淵沢町八三七番地一先 (北杜市役所小淵沢支所北側丁 字路交差点・北進車両)	北杜	平成二四年二月 一六日 告示第一六号
-------	----	---	----	--------------------------

六、一〇六	村道	北巨摩郡明野村浅尾五二五九番 地の二七六一(共有地)先	葦崎	五九・三・二二 一一号
六、一〇七	村道	北巨摩郡明野村浅尾五二五九番 地の二八一〇(共有地)先	葦崎	五九・三・二二 一一号
六、一〇八	村道	北巨摩郡明野村浅尾五二五九番 地の二三三三(山梨県所有地) 先	葦崎	五九・三・二二 一一号

六、一〇六	市道	北杜市明野町浅尾五、二五九番 地二、三三三先(茅ヶ岳広域農 道と市道との十字路交差点・東 進車両)	北杜	平成二四年二月 一六日 告示第一六号
六、一〇七	市道	北杜市明野町浅尾四、六三二番 地二先(茅ヶ岳広域農道と市道 との十字路交差点・西進車両)	北杜	平成二四年二月 一六日 告示第一六号
六、一〇八	削除		北杜	平成二四年二月 一六日 告示第一六号

八、〇三五	県道 青木ヶ 原河口 湖線	南都留郡足和田村長浜七九九番 地の三先(西浜簡易郵便局前交 差点・勝山方面からの車両)	富士吉 田	平二・一〇・一 五 二七号
-------	------------------------	---	----------	---------------------

八、〇三五	県道富士河口湖町長浜一、三三三番地三先(県道富士河口湖精進線と県道青木ヶ原船津線との丁字路交差点・東進車両)	富士吉田	平成二十四年二月一六日 告示第一六号
-------	--	------	-----------------------

八、五四一	町道 中巨摩郡昭和町河西二、八一〇番地の四先(都市計画道路と区画道路2 1号線との交差点北進する車両)	南甲府	平六・一〇・二〇 告示 第四三号
-------	--	-----	------------------------

八、五四一	市道 中央市山之神三、六二六番地一八先(市道同士の十字路交差点・北進車両)	南甲府	平成二十四年二月一六日 告示第一六号
-------	--	-----	-----------------------

一一、六〇五	県道箕輪須玉線 北杜市高根町箕輪新町三三四番地三先(丁字路交差点・西進車両)	北杜	平成二十四年二月二日 告示第一〇号
--------	---	----	----------------------

一一、六〇五	県道箕輪須玉線 北杜市高根町箕輪新町三三四番地三先(丁字路交差点・西進車両)	北杜	平成二十四年二月二日 告示第一〇号
一一、六〇六	市道 笛吹市石和町四日市場二、二九八番地先(十字路交差点・東進車両)	笛吹	平成二十四年二月一六日 告示第一六号
一一、六〇七	市道 都留市井倉七五七番地先(沢戸)	大月	平成二十四年二月

橋西詰南東側丁字路交差点・東進車両)	一六日 告示第一六号
--------------------	---------------

一、〇九五	市道 大鎌田二川線 甲府市西下条町六九八番地先(中央道カルパトボックス・甲府南一七北交差点)から甲府市西下条町一番地先(甲府二川簡易郵便局西交差点)までの両側	四一八	車両	終日	南甲府	平二・一〇・一五 二七号
-------	---	-----	----	----	-----	-----------------

一、〇九五	市道 甲府市大里町二、三二九番地四先(万才橋西交差点)から甲府市西下条町一番地先(甲府二川簡易郵便局北交差点)までの両側	二、三五五	車両	終日	南甲府	平成二十四年二月一六日 告示第一六号
-------	---	-------	----	----	-----	-----------------------

に改める。

●平成二十四年度自動車等の運転免許試験等の実施
平成二十四年四月から平成二十五年三月までの、道路交通法(昭和三十五年法律第五号。以下「法」という。)第八十九条第二項の規定による運転技能の検査(以下「技能検査」という。)、法第九十七条の規定による運転免許試験(以下「免許試験」という。)、法第九十七条の二の規定に該当する者についての運転免許試験(以下「一部免除試験」という。)、法第百条の二第二項の規定による再試験(以下「再試験」という。)

及び道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）第十八条の五の規定による審査（以下「審査」という。）を次のとおり実施する。

平成二十四年二月十六日

山梨県公安委員会

委員長 井上利男

一 技能検査

検査の種類	検査日	検査場所
大型自動車免許	毎週木曜日（山梨県の休日 を定める条例（平成元年山 梨県条例第六号）第一条第 一項に規定する県の休日（ 以下「休日」という。）を 除く。）	山梨県南アルプス市下高砂 八百二十五番地 山梨県警察本部交通部運転 免許課（山梨県総合交通セ ンター）
中型自動車免許	毎週水曜日（休日を除く。）	
普通自動車免許（ＡＴ車 を除く。）	毎週月曜日及び水曜日（休 日を除く。）	
普通自動車免許（ＡＴ車 に限る。）	毎週火曜日及び木曜日（休 日を除く。）	

二 免許試験

1 自動車等の運転に必要な適性についての免許試験

免許の種類	試験日	試験場所
大型自動車第二種免許	毎週月曜日及び水曜日（休日 を除く。）	山梨県南アルプス市下 高砂八百二十五番地
普通自動車第二種免許（ ＡＴ車を除く。）		山梨県警察本部交通部 運転免許課（山梨県総 合交通センター）
普通自動車免許（ＡＴ車 を除く。）		山梨県南アルプス市下 高砂八百二十五番地 山梨県警察本部交通部 運転免許課（山梨県総 合交通センター）

普通自動車仮免許（ＡＴ 車に限る。）	毎週火曜日及び木曜日（休日 を除く。）	
普通自動車第二種免許（ ＡＴ車に限る。）		
普通自動車免許（ＡＴ車 に限る。）		
普通自動車仮免許（ＡＴ 車を除く。）		
大型自動車仮免許	毎週月曜日（休日を除く。）	
大型自動車免許	毎週木曜日（休日を除く。）	
中型自動車仮免許	毎週火曜日（休日を除く。）	
中型自動車免許	毎週水曜日（休日を除く。）	
中型自動車第二種免許	毎週金曜日（休日を除く。）	
大型特殊自動車第二種免 許		
けん 引第二種免許		
大型特殊自動車免許		
牽引免許		
大型自動二輪車免許		
普通自動二輪車免許		
小型特殊自動車免許	運転免許課（山梨県総合交通 センター）	山梨県南アルプス市下

2 自動車等の運転に必要な技能についての免許試験

原動機付自転車免許	センター）及び運転免許課都留分室においては毎週水曜日（休日を除く。） 警察署においては毎月第一火曜日及び第三火曜日。ただし、八月及び三月は毎週火曜日（休日に当たった場合は、別に指定した日）とする。 なお、警察署で免許を受けようとする者は、当該警察署の住所区域に住所のある者に限る。	高砂八百二十五番地 山梨県警察本部交通部 運転免許課（山梨県総合交通センター） 山梨県都留市下谷三丁目一番一号 山梨県警察本部交通部 運転免許課都留分室 住所区域を管轄する警察署
免許の種類	試験日	試験場所
大型自動車第二種免許 普通自動車第二種免許（AT車を除く。） 普通自動車免許（AT車を除く。） 普通自動車仮免許（AT車に限る。）	毎週月曜日及び水曜日（休日を除く。）	山梨県南アルプス市下高砂八百二十五番地 山梨県警察本部交通部 運転免許課（山梨県総合交通センター）
普通自動車第二種免許（AT車に限る。） 普通自動車免許（AT車に限る。） 普通自動車仮免許（AT車を除く。）	毎週火曜日及び木曜日（休日を除く。）	

3 自動車等の運転に必要な知識についての免許試験

大型自動車仮免許	毎週月曜日（休日を除く。）	
大型自動車免許	毎週木曜日（休日を除く。）	
中型自動車仮免許	毎週火曜日（休日を除く。）	
中型自動車免許	毎週水曜日（休日を除く。）	
中型自動車第一種免許	毎週金曜日（休日を除く。）	
大型特殊自動車第二種免許		
牽引第二種免許		
大型特殊自動車免許		
牽引免許		
大型自動二輪車免許		
普通自動二輪車免許		
免許の種類	試験日	試験場所
大型自動車第二種免許 普通自動車第二種免許（AT車を除く。） 普通自動車免許（AT車を除く。） 普通自動車仮免許（AT車に限る。）	毎週月曜日及び水曜日（休日を除く。）	山梨県南アルプス市下高砂八百二十五番地 山梨県警察本部交通部 運転免許課（山梨県総合交通センター）

普通自動車第二種免許（AT車に限る。）
 普通自動車免許（AT車に限る。）
 普通自動車仮免許（AT車を除く。）
 大型自動車仮免許
 中型自動車仮免許
 中型自動車第二種免許
 大型特殊自動車第二種免許
 牽引第二種免許
 大型特殊自動車免許
 大型自動二輪車免許
 普通自動二輪車免許
 小型特殊自動車免許
 原動機付自転車免許

毎週火曜日及び木曜日（休日を除く。）

山梨県南アルプス市下高砂八百二十五番地
 山梨県警察本部交通部
 運転免許課（山梨県総合交通センター）
 山梨県警察本部交通部
 山梨県都留市下谷三丁目一番一号
 山梨県警察本部交通部
 運転免許課都留分室
 免許を受けようとする

免許の種類

試験日

試験場所

三 一部免除試験

1 免許試験の一部が免除される者に対する運転に必要な適性についての免許試験

よつとする者は、当該警察署の住所区域に住所のある者に限る。
 住所区域を管轄する警察署

大型自動車第一種免許
 中型自動車第二種免許
 普通自動車第二種免許
 大型特殊自動車第二種免許
 牽引第二種免許
 大型自動車免許
 中型自動車免許
 普通自動車免許
 大型特殊自動車免許
 牽引免許
 大型自動二輪車免許
 普通自動二輪車免許
 小型特殊自動車免許
 原動機付自転車免許

毎週月曜日から金曜日まで（休日を除く。また、運転免許課都留分室は平成二十五年一月四日は法第九十七条の第二項第三号に該当する者に限る。）ただし、法第八十九条第二項後段に規定する書面及び法第九十九条の第五項に規定する卒業証明書を有する者については、水曜日を除く。

山梨県南アルプス市下高砂八百二十五番地
 山梨県警察本部交通部
 運転免許課（山梨県総合交通センター）
 山梨県都留市下谷三丁目一番一号
 山梨県警察本部交通部
 運転免許課都留分室（昭和三十五年政令第二百七十号）第三十四条の四に該当する者を除く。）

2 免許試験の一部が免除される者に対する運転に必要な適性及び技能についての免許試験

大型自動車仮免許	毎週月曜日から金曜日まで(休日を除く。)	山梨県南アルプス市下高砂八百二十五番地
中型自動車仮免許		山梨県警察本部交通部運転免許課(山梨県総合交通センター)
普通自動車仮免許		
大型自動車第二種免許		
大型自動車仮免許		
大型自動車第二種免許		
普通自動車仮免許(AT車を除く。)		
普通自動車第二種免許(AT車に限る。)		
普通自動車第二種免許(AT車に限る。)	毎週火曜日及び水曜日(休日を除く。)	山梨県南アルプス市下高砂八百二十五番地 山梨県警察本部交通部 運転免許課(山梨県総合交通センター)
普通自動車仮免許(AT車を除く。)		
普通自動車第二種免許(AT車に限る。)		
大型自動車第二種免許		
大型自動車仮免許		
中型自動車仮免許	毎週火曜日(休日を除く。)	

3 免許試験の一部が免除される者に対する運転に必要な適性及び知識についての免許試験

中型自動車免許	毎週水曜日(休日を除く。)	
中型自動車第二種免許	毎週金曜日(休日を除く。)	
大型特殊自動車第二種免許		
牽引第二種免許		
大型特殊自動車免許		
牽引免許		
大型自動二輪車免許		
普通自動二輪車免許		
大型自動車第二種免許	毎週月曜日から金曜日まで(休日を除く。また、運転免許課都留分室は平成二十五年一月四日は法第九十七条の二第二項第三号に該当する者に限る。)。ただし、法第八十九条第二項後段に規定する書面及び法第九十九条の五第五項に規定する卒業証明書を有する者については、水曜日を除く。	山梨県南アルプス市下高砂八百二十五番地 山梨県警察本部交通部 運転免許課(山梨県総合交通センター)
大型特殊自動車第二種免許		
牽引第二種免許		
大型自動車免許		
中型自動車免許		

五 審査

1 技能による審査

免許の種類	試験日	試験場所
普通自動車免許	毎週水曜日及び金曜日(休日を除く。)	山梨県南アルプス市下高砂八百二十五番地 山梨県警察本部交通部運転免許課(山梨県総合交通センター)
大型自動二輪車免許	毎週水曜日及び金曜日(休日を除く。)	
原動機付自転車免許		
普通自動車免許(道路交 通法の一部を改正する法 律(平成十六年法律第九 十号)附則第十四条に該 当する者を含む。)	毎週火曜日及び木曜日(休日 を除く。)	山梨県南アルプス市下高 砂八百二十五番地

四 再試験

免許の種類	試験日	試験場所
普通自動車免許		山梨県南アルプス市下高砂八百二十五番地 山梨県警察本部交通部 運転免許課(山梨県総 合交通センター)
大型特殊自動車免許		
大型自動二輪車免許		
普通自動二輪車免許		
小型特殊自動車免許		
原動機付自転車免許		
大型自動車仮免許	毎週月曜日から金曜日まで (休日を除く。)	山梨県南アルプス市下 高砂八百二十五番地
中型自動車仮免許		山梨県警察本部交通部 運転免許課(山梨県総 合交通センター)
普通自動車仮免許		

2 書面による審査

免許の種類	審査日	審査場所
大型自動車第一種免許	毎週月曜日(休日を除く。)	山梨県南アルプス市 下高砂八百二十五番 地
大型自動二輪車免許		山梨県警察本部交通 部運転免許課(山梨 県総合交通センター)
中型自動車免許	毎週火曜日(休日を除く。)	
大型自動車仮免許		
中型自動車免許	毎週水曜日(休日を除く。)	
普通自動車第一種免許		
普通自動車免許		
普通自動車仮免許		
大型特殊自動車免許	毎週金曜日(休日を除く。)	
牽引免許		
大型自動二輪車免許		
普通自動二輪車免許		
免許の種類	審査日	審査場所
大型自動車免許	毎週月曜日から金曜日まで (休日を除く。)	山梨県南アルプス市 下高砂八百二十五番 地
中型自動車第一種免許		山梨県警察本部交通 部運転免許課(山梨 県総合交通センター)
中型自動車免許		

普通自動車第二種免許（A T車に限る。）	県総合交通センター
普通自動車免許	山梨県都留市下谷三 丁目一番二号
大型特殊自動車免許	山梨県警察本部交通 部運転免許課都留分 室
大型自動二輪車免許	
普通自動二輪車免許	

六 その他

- 1 技能検査、免許試験、三の2及び3の一部免除試験、再試験並びに審査の受付時間
間は、午前八時三十分から同九時までとする。
- 2 他の受付時間は、午後一時から同一時三十分までとする。ただし、法第九十七条
の二第二項に定める確認を受けよとする者については、予約制とし、時間を指定
するものとする。
- 3 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許、普通自動車第二種免許、大型自
動車免許及び中型自動車免許の技能試験については、予約制とする。
- 4 技能試験は、積雪その他天候等により、試験を実施することが危険な場合は中止
とする。

その他

山梨県議会規則第一号

山梨県議会傍聴規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十四年二月十六日

山梨県議会議長 浅 川 力 三

山梨県議会傍聴規則の一部を改正する規則

山梨県議会傍聴規則（昭和四十六年山梨県議会規則第一号）の一部を次のように改正
する。

第三条中「百四十三人」を「百九十六人」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。